

TBS グループ コンテンツ制作における人権尊重のための指針

TBS グループは、コンテンツ制作に携わるパートナーへの人権デュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、コンテンツ制作の過程で、関係者の人権が侵害されやすく、サステナブルな調達が阻害されやすい代表的な人権リスクを、以下のとおりあらためて認識しました。こうしたリスクを認識するだけでなく、今後、継続して取り組むべき課題にとらえ、本指針を策定し、TBS グループとして改善に向けた取り組みを継続してまいります。

同時に TBS グループのコンテンツ制作に携わるすべてのパートナーの皆様とも、本指針を共有し、相互に理解・浸透を図ることを通じて、サステナブルなコンテンツ制作環境を構築してまいります。

1. 長時間労働の防止

コンテンツ制作の現場では、限られた期間で、より質の高いコンテンツ制作を目指していく過程で、長時間労働が行われ、安全で衛生的な労働環境が損なわれやすいリスクがあります。

そこで、働き方のルール作りを進めるとともに、積極的に ICT など活用した業務負担軽減に取り組むことなどで、長時間労働が行われることの防止に努めてまいります。

2. ハラスメントの防止

コンテンツ制作の現場では、多種多様なパートナーが協働して制作作業が進められる中で、その立場の優劣や力関係を背景として、各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント、パートナーの自由な意思決定に対して不当な圧力を掛けることなどを含む）が行われやすいリスクがあります。

そこで、ハラスメント防止研修やハラスメント被害救済を充実させることで、このようなハラスメントが行われることの防止に努めてまいります。

3. 働く人に正当な対価が支払われないことの防止

コンテンツ制作の現場では、発注者と受注者との間で、事前の十分な説明・協議が行われないまま発注が行われること、あるいは、発注者が優位な立場を利用してしまうことによって、受注者（結果として働く人）に正当な対価が支払われないリスクがあります。

そこで、発注前に業務内容と対価との関係性を明確にすること、また発注後に業務内容や対価を変更するときには十分な説明を行うとともに、双方が対等なパートナーとして真摯に協議を行うことを通じて、正当な対価が支払われないことの防止に努めてまいります。

4. 権利者が保有する権利が守られないことの防止

コンテンツ制作の場面では、権利者が保有する著作権、著作者人格権、その他の権利関係が明確にされないまま、コンテンツ制作が進められることで、権利者が保有する権利が守られないリスクがあります。

そこで、権利者が保有する権利とこれをどのように尊重するかを明確にし、十分な協議を行うことで、権利者が保有する権利が守られないことの防止に努めてまいります。

5. 出演者・実演家の人権が侵害されることの防止

コンテンツ制作の場面では、制作者の意図や演出の内容によっては、出演者・実演家が事件・事故に遭う危険に晒されたり、出演者・実演家の名誉・信用・プライバシーが侵害されやすいリスクがあります。

そこで、制作者が出演者・実演家の労働衛生安全や名誉・信用・プライバシーに十分配慮することで、出演者・実演家の人権が侵害されることの防止に努めてまいります。

6. コンテンツの放送・配信により関係者の人権が侵害されることの防止

完成したコンテンツを放送・配信する過程においては、その内容によっては、マイノリティへの差別を助長したり、関係者が SNS 等で人権侵害を受ける契機となりやすいリスクがあります。

そこで、コンテンツの内容については、マイノリティへの差別を助長したり、関係者が SNS 等で人権侵害を受ける契機とならないように十分配慮することで、関係者の人権が侵害されることの防止に努めてまいります。

2024 年 7 月 22 日制定